

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

さいたま幸手線	路線名
南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七三 番一地从先から同郡同町大字国納字沼端 三一一番九地先まで	供用開始の区間
令和五年三月十八日	供用開始の期日
令和五年一月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第一号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一五四・四六メートル	備考